

平成23年(2011年)7月12日



埼玉県報

第 2 3 0 3 号
平成23年7月12日
火 曜 日

目 次

規則

- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

訓令

- [教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [埼玉県自動車保有関係手続OSSシステム機器等賃貸借に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示\(税務課\)](#)
- [平成23年4月から6月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [被災者生活再建支援法の適用\(危機管理課\)](#)
- [被災者生活再建支援法の適用\(危機管理課\)](#)
- [土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [電線共同溝を整備すべき道路の指定\(道路環境課\)](#)
- [さいたま都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [小中学校県費事務システム用機器等賃貸借に関する落札者等の公示\(教職員課\)](#)
- [県道長瀬玉淀自然公園線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [平成23年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示\(審査調整課\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十四号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十三年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の施行の日から平成二十三年十月三十一日までの間は、第十二条第一項第十二号中「六月から九月までの期間内」とあるのは「六月から九月までの期間内（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被災した地方公共団体からの要請に基づき、六月から九月までの期間のうち長期間にわたり被災地での支援業務に従事する学校職員について、県教育委員会が特に必要と認め人事委員会の承認を得た場合には、六月から十月までの期間内）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第七号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」に改め、附則に次の二項を加える。

6 育児又は介護を行う職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間については、第一条の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

7 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）第三条に規定する本局の職員（業務の実情に応じ所属長の指定する職員を除く。）に第一条第一項、第三項及び第四項の規定を適用するにあつては、平成二十三年七月十五日から同年九月十五日までの間は、同条第一項中「午前八時三十分から午後五時十五分まで」とあるのは「午前八時から午後四時四十五分まで」と、同条第三項中「午前八時三十分から午後五時まで」とあるのは「午前八時から午後四時三十分まで」と、同条第四項中「午前八時十五分から午後五時まで」とあるのは「午前七時四十五分から午後四時三十分まで」とする。

附 則

この訓令は、平成二十三年七月十五日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十五号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」に改め、附則に次の二項を加える。

4 育児又は介護を行う職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間については、第三条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

5 本庁に勤務する職員（業務の実情に応じ所屬長の指定する職員を除く。）に第三条第二項、第三項及び第四条第三項の規定を適用するに当たっては、平成二十三年七月十五日から同年九月十五日までの間は、第三条第二項中「午前八時三十分から午後五時十五分まで」とあるのは「午前八時から午後四時四十五分まで」と、「午前八時三十分から午後五時まで」とあるのは「午前八時から午後四時三十分まで」と、同条第三項及び第四条第三項中「午前八時十五分から午後五時まで」とあるのは「午前七時四十五分から午後四時三十分まで」とする。

附 則

この規程は、平成二十三年七月十五日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部

を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」に改め、附則に次の二項を加える。

3 育児又は介護を行う職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間については、第三条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

4 本庁に勤務する職員（業務の実情に応じ所属長の指定する職員を除く。）に第三条第二項、第三項及び第四条第三項の規定を適用するにあたっては、平成二十三年七月十五日から同年九月十五日までの間は、第三条第二項中「午前八時三十分から午後五時十五分まで」とあるのは「午前八時から午後四時四十五分まで」と、「午前八時三十分から午後五時まで」とあるのは「午前八時から午後四時三十分まで」と、同条第三項及び第四条第三項中「午前八時十五分から午後五時まで」とあるのは「午前七時四十五分から午後四時三十分まで」とする。

附 則

この規程は、平成二十三年七月十五日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」に改め、附則に次の二項を加える。

3 育児又は介護を行う職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間については、第三条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

4 本庁に勤務する職員（業務の実情に応じ所属長の指定する職員を除く。）に第三条第二項、第三項及び第四条第三項の規定を適用するに当たっては、平成二十三年七月十五日から同年九月十五日までの間は、第三条第二項中「午前八時三十分から午後五時十五分まで」とあるのは「午前八時から午後四時四十五分まで」と、「午前八時三十分から午後五時まで」とあるのは「午前八時から午後四時三十分まで」と、同条第三項及び第四条第三項中「午前八時十五分から午後五時まで」とあるのは「午前七時四十五分から午後四時三十分まで」とする。

附 則

この規程は、平成二十三年七月十五日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人太陽の輪

三 代表者の氏名

高橋 陽子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鳩ヶ谷市南二丁目七番八号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、不登校若しくは引きこもりなどを経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職などによる社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている当事者に対して、不登校若しくは引きこもりなどの状況から脱却する機会を提供し、かつ、就労支援事業、居場所を提供するなど社会的自立を援助する事業を行い、すべての当事者が自立した生活を送れることに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、社会的弱者に対し、就労支援事業、居場所を提供するなど社会的自立を援助する事業を行い、すべての社会的弱者が自立した生活を送れることに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会
- 三 代表者の氏名
大河内 裕之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字並木四百五十二番地一川越市東部地域ふれあいセンター内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、コミュニティ活動を推進することにより、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人トゥッティフォルテ
- 三 代表者の氏名
笛木 洋子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡滑川町大字月輪九五九番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者に対し、自立生活のための支援事業を行い、障害児・者の就労、社会復帰の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県自動車保有関係手続OSSシステム機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年1月1日(日)から平成28年12月31日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 国又は地方公共団体の基幹業務システム（財務会計、税務システム等）のサーバ等の構築実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務システム担当 金谷 電話048-830-7606（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月25日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月24日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月24日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務課分室 平成23年8月25日（木）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で、平成23年8月2日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年7月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of devices for the Saitama Auto Acquisition Procedure System one stop service.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00 a.m. August 25, 2011.

By registered mail or in person: must be received by 5:00 p.m. August 24, 2011.

(3) Contact Information:

Taxation System Group of the Taxation Division,

General Affairs Department, Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel.048-830-7606

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二三項の規定により告示する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の 名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十三年 七月五日	学校法人慶應義塾	清家 篤	東京都港区三田二 十 五 四 五

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

平成二十三年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第八百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年七月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わくわく地域支援
- 三 代表者の氏名
新 井 正 男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目三百五十二番地アズマンビル三階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県内の幅広い年齢層の一般市民を対象に、健康促進や知識向上に関するイベントを行い、行政・企業・各種団体とのパイプ役として、まちづくりの提言活動を行いながら、人と人とのふれあい、人の絆を深める活動を行い、社会全体の利益・発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども劇場おやこ劇場埼玉センター
- 三 代表者の氏名
関 口 千賀子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目五番地三号ひゅうまんポスト内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもの社会活動・文化活動への参画の機会の拡充を図るとともに子ども劇場おやこ劇場をはじめとする子どもに関する諸団体への連携・学習・交流・支援等の事業を行い、よって子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

平成二十三年三月十一日、久喜市の区域内において発生した東北地方太平洋沖地震による災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

平成二十三年三月十一日、加須市の区域のうち平成二十二年三月二十三日に行われた市町村の合併前の旧北川辺町の区域内において発生した東北地方太平洋沖地震による災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年埼玉県告示第六百三十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
埼玉県朝霞市泉水三丁目百五番一の一部
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

告 示

埼玉県告示第八百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一 四 十四

株式会社メガネフラワー 代表取締役 田淵正道

埼玉県戸田市喜沢一 四十一 十 外計五者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年三月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千六十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社メガネフラワー 午前十時から午後七時三十分

その他の小売業を行う者 午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十三年六月三十日

二 縦覧期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス蔵店

埼玉県蕨市塚越一丁目十番三号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一六八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十三年六月二十九日

二 縦覧期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社パルコ 代表執行役 平野秀一

大栄不動産株式会社 代表取締役 萩原正史

（変更後） 株式会社パルコ 代表執行役 牧山浩三

大栄不動産株式会社 代表取締役 石村等

ハ 変更年月日

平成二十二年六月二十九日外

二 届出年月日

平成二十三年六月二十九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP 共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二八九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二八九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一七か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年二月十日

ニ 届出年月日

平成二十三年六月二十九日

二 縦覧期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年十一月十四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百四十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	蕨停車場線	埼玉県蕨市中央四丁目三七三一番一号地先から 埼玉県蕨市北町二丁目三七番一号地先まで

告示

埼玉県告示第八百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

さいたま都市計画道路三・三・十六号田島大牧線及び三・六・三十号浦和西口
停車場線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・十六号田島大牧線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

さいたま市浦和区高砂一丁目の一部

（三・六・三十号浦和西口停車場線）

イ 追加する土地の区域

さいたま市浦和区高砂一丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

さいたま市浦和区高砂一丁目の一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、さいたま市都市局都市計画部都市計画課、さいたま市浦和駅周辺まちづくり事務所

四 縦覧期間

平成二十三年七月十二日から平成二十三年七月二十六日まで

告示

埼玉県告示第八百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	変更後の住所	変更後の構造 計算適合性判 定の業務を行 う事務所の所 在地	住所及び事務 所の所在地の 変更日
埼玉県知 事第十六 号	株式会社 ビルディ ングナビ ゲーション 確認評 価機構	東京都豊島区 南大塚三丁目 三十七番五号	東京都豊島区 南大塚三丁目 三十七番五号	平成二十三年 七月十二日

告示

埼玉県告示第八百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十三年七月二十一日 午前十一時	有限会社ダイナミ	代表取締役 秋池武	埼玉県鶴ヶ島市脚折町五丁目六番一 号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁 衛生会館 五二一号室

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
小中学校県費事務システム用機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部教職員課システム整備担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号
- 5 落札金額
44,377,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年5月6日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年七月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

路線名	長瀬玉淀自然公園線
供用開始の区間	秩父郡長瀬町大字岩田字山巡り八四七番一地先から同郡同町大字岩田字吉祥七一四番一地先まで
供用開始の期日	平成二十三年七月十二日
備考	平成二十一年三月十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四三・〇メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年七月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

路線名	熊谷小川秩父線
供用開始の区間	秩父市栃谷字山根一三九番地先から同市栃谷字宇志露一〇七八番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十三年七月十二日
備考	平成二十一年三月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八二・五〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十二月二十一日

指令川建セ第二二〇一二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十三年七月六日

川建セ第二三〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字西町裏一一二七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀一九七番地七二

内田 充哉

告示

埼玉県選管告示第九十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

日 時	場 所	議 題
平成二十三年 七月十四日(木) 午後七時	埼玉県選挙管理 委員会室	一 埼玉県知事選挙について 二 その他
平成二十三年 七月十五日(金) 午後六時	埼玉県選挙管理 委員会室	一 埼玉県知事選挙について 二 その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求書の受付

平成23年5月19日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

ア 「旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事」が平成22年1月から4月まで実施され、埼玉県は工事費1億3,873万6,500円を支出した。

しかし、平成20年3月の日本赤十字社(以下「日赤」という。)との土地売買契約書では「土地に隠れた^{かし}瑕疵があっても、県は責任を負わない」となっている。

よって、県が工事費を支出したのは不適切であり、日赤が責任を負うべきであった。

イ 県は、再生砕石製造事業所への立入検査等を行い石綿の混入原因を調査したが、石綿含有建材を発見できずに原因不明とした。ずさんな調査により原因不明として県が工事費を支出したのは不適切である。

(2) 請求する措置の内容

埼玉県知事以下総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に、支払金額1億3,873万6,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

「旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事」の支出を監査の対象とした。

2 監査対象機関

総務部管財課、環境部産業廃棄物指導課

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成23年6月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、総務部及び環境部の職員が立ち会った。

また、同日、総務部及び環境部の職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 県は、再生砕石中に石綿含有建材が混入している認識が欠如していた。平成21年8月、本件土地についてサンプル調査、検査料を自己負担してまで再生砕石のアスベスト汚染を摘発したのは住民側の努力の成果である。

イ 石綿混入の再生砕石が敷設された土地は、民法第570条の「売買の目的物に隠れたる瑕疵」に相当し、売主の責任を規定する。しかし、土地売買契約書第6条には「瑕疵担保責任免除の特約」が付されている。しかも、県はこの瑕疵を知って売却したわけではないので、民法第572条にある特約の例外規定「知りて告げざりし事実」にも該当しない。よって、「瑕疵担保責任免除の特約」は有効であり、県は瑕疵担保責任を負わなくてもよいのである。

ウ 第6条の瑕疵担保責任に当たらないというのであれば、その理由を説明すべきである。日赤との負担の交渉をどのようにしたのか明らかでない。

エ どういう立入検査をしたか分からないが、全く問題ない、という結論を出した。当時の県や市の職員には目視能力がほとんどない。

専門家を交えず、十分な知見を持たない県職員によるずさんな調査をもとに、原因が特定できないとすることは遺憾である。

オ 国の指示による平成22年の再生砕石製造事業所の全国調査の結果、本件の再生砕石を製造した事業所(蕨市)で石綿含有建材が採取された。以前からの石綿含有建材混入が窺われる。

カ 県もさいたま市もこの問題を「自分たちで投げ込んで騒いでいる人たちがいる」と国に報告し、告発した住民を犯人扱いにした。名誉棄損も甚だしい。この疑いを晴らすために、悔しさをバネにして再生砕石の調査を開始した。全国の260か所以上を調査し、再生砕石の石綿混入が確認できた地点は99%という高比率だった。

キ 本件の再生砕石を製造した事業所から、本件と同じ時期に搬出された再生砕石について、平成21年12月の県議会一般質問で環境部長は、搬出先14か所を全て調査したが、建物が建設されていて判らなかつたと答弁している。私たちはその後、同じ事業所から搬出された再生砕石に石綿混入を確認し県に通報した。県は混入原因の解明に不熱心だ。

ク 発注者である県も被害者である。自身の手で原因究明できないのであれば、被害届を出し刑事告発すべきである。

ケ 再生砕石撤去工事は住民のためというよりも、日赤に対する過大な配慮が働いている。癒着の構造があるのではないかと思わざるを得ない。

コ 日赤への本件土地売却については、県は不当な廉価で便宜供与を図ったことが

ら住民訴訟を提起し係争中である。

- サ 県は本当に住民に配慮して撤去工事を行ったものではない。平成21年8月に再生砕石に石綿の混入が判明してすぐに県が行った3日間の除去工事では、浦和青年の家跡地のうち日赤に売却した部分だけを対象とし、売却しない部分は対象としなかった。住民のためなら全部を行うはずである。
- シ その後私たちは、県管理の道路、駐車場、工事現場などの再生砕石の中にも石綿があると公表してきた。それらの場所について、県は近くに人家があるところも一切除去していない。本当に住民のためといえるのか大変疑わしい。
- ス 石綿混入再生砕石の撤去工事はマニュアルがないため、住民とのリスクコミュニケーションと専門家を入れての綿密な計画が必要だと私たちは要請したが、聞き入れられなかった。県の撤去工事は試行錯誤のずさんな方法であったため、差止めを提起した。
- セ ずさんな計画で工事費が跳ね上がった。追加工事の契約時の総額は約6千万円であった。ところが、たび重なる変更契約を行いトータルで約1億3,800万円に膨れ上がった。工事内容を十分に吟味せずに見切り発車したからであり、最初から計画的に十分詰めて行えば、これほどかからずに済んだ。
- ソ 工事を急いだための過大な出費もある。高額の工事用テントを次々増やし、無駄な出費を重ねた。日赤に早く建設させるために工事を急いだ。県民の財産よりも、日赤に対する過大な配慮が見える。
- タ 県は財政が大変逼迫している。だから、本件土地も公園にしてほしいという多くの市民の要望を無視して日赤に売却した。それなのに、1億3,800万円もの県民の財産を安易に支出した。無駄な出費が非常に多い。そして、他に払ってもらう努力を一切していない。
日赤への売買価格といい、今回の工事費負担といい、県民の財産をこのような形で大きく減じることは許されない。

(2) 執行機関の陳述の要旨

ア 管財課

- ア) 石綿含有建材が土地に由来から内在した隠れた瑕疵ではなく、県が土地を日赤に売却する前に実施した既存建物の解体工事の際に敷き均した再生砕石の中から石綿含有建材が発見されたことから、土地売買契約書第6条に定める「土地に隠れた瑕疵」に該当せず、県の責任でこれを撤去すべきであると判断した。
- イ) 原因調査については、管財課では、平成21年9月2日、石綿含有建材が発見された現場で指導監督権限のあるさいたま市の環境対策課及び廃棄物指導課とともに解体工事請負業者及び再生砕石の製造業者に対する調査を行ったが、再生砕石を敷いてから既に2年以上が経過していることもあり、混入していた原因は特定できなかった。
- ウ) 再生砕石の撤去については、指導監督権限のあるさいたま市から建物の解体工事に適用される「吹付け石綿等の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」の趣旨を踏まえて、石綿含有建材を含む再生砕石の全量撤去を求められたこと。

また、大気中の石綿飛散濃度の測定結果は一般地と変わらないものの、地域住民の方々の健康被害についての不安が非常に大きかったこと。

さらに、日赤から社屋の建設を円滑に進めるために早急な対応を求められていたこと。

以上を総合的に判断して、石綿含有建材が混入した原因は特定できないが、県の責任で再生砕石の撤去工事を行ったものである。

イ 産業廃棄物指導課

ア)平成21年9月1日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第19条に基づき、産業廃棄物指導課職員2名、中央環境管理事務所職員2名及びさいたま市職員2名が本件の再生砕石製造事業者に対して立入検査を行った。処理施設、処理前の廃棄物及び再生砕石の保管場所を確認したが、不適正な処理は確認できなかった。

イ)立入検査と併せて同事業者に対して、旧浦和青年の家跡地に再生砕石を敷設した平成19年2月当時の廃棄物の受入れや再生砕石の製造の状況について聞き取り調査を行うとともに、次の書類の提供を受けた。しかしながら、原因究明につながる情報は得られなかった。

旧浦和青年の家を解体した事業者から解体後の廃棄物を受け入れた日及び量並びに解体後の旧浦和青年の家跡地に敷設した再生砕石の量

旧浦和青年の家跡地への再生砕石敷設工事が始まった平成19年2月19日の3日前である同年2月16日から、敷設工事が終了した2月21日の間に受け入れた廃棄物の排出事業場、搬入台数、量、排出事業者の名称等(「受入廃材明細票」)

平成19年2月19日から、敷設工事が終了した2月21日の3日後である24日までの間の再生砕石の出荷先と量(「製品出荷明細票」)

ウ)平成21年11月から12月に、産業廃棄物指導課職員、中央環境管理事務所職員及びさいたま市職員が、当該再生砕石製造事業者から提供された「製品出荷明細票」に記載されていた再生砕石の出荷先のうち、場所が特定できた現場14か所について、石綿含有産業廃棄物の混入の有無や露出の状況を確認するため調査を行った。しかしながら、いずれの現場も既に道路や建築物が建設され、舗装されていたため再生砕石の有無を確認できる状況にはなかった。

エ)平成21年12月4日、産業廃棄物指導課職員が、旧浦和青年の家跡地に再生砕石を運搬した事業者に対して立入検査を行ったが、その時点では不適正な処理が行われていることは確認できなかった。

オ)平成21年12月7日、本件の再生砕石製造事業者に対して立入検査を行い、平成19年2月中のマニフェスト(1,918枚)を確認したところ、石綿含有物の取扱い(受入、処分、出荷)はなかった。

(3) 執行機関の陳述に対する請求人の意見の要旨

ア 再生砕石は県が敷いたものであり内在したものではないというが、瑕疵があることは明らかであって、その担保責任を負わないという特約を付けているのだから、それがあてはまらないということは理解できない。

イ 撤去工事を行ったことは評価するが、その費用を、原因が分からないといって、

県が安易にこのように県の財産を減じるのはおかしい。
ウ 県が分からないのなら、原因究明の委員会を作って究明するのが当然だ。それを2年経ったから判らないと、安易な形で原因を追及しないところに問題がある。

4 監査対象機関の説明

総務部管財課及び環境部産業廃棄物指導課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成23年6月16日に監査を実施した。

(1) 日赤との土地売買契約書の「瑕疵担保責任免責」条項について

第6条「瑕疵担保責任免責」条項適用の判断基準については、再生砕石の層より下の層から色々なものが出てくれば、その部分については県は責任を負わないと言えるが、本件は県が実施した工事に起因したものと判断できることから、県の責任でこれを撤去すべきと判断した。

庁内の法務相談においても、弁護士から土地の瑕疵ではなく、工事の問題ではないかとの回答を得ている。

土地売買に際して瑕疵担保責任が問われた判例として、地中に排水管、浄化槽が埋設されていた事案、地中にガソリンスタントの埋設基礎等の障害物が存在した事案、地中に陶器などの破片、くず等が埋設されていた事案、地中に建築資材等の廃棄物が埋設されていた事案などがある。

(2) 土地売買契約書第12条に基づく日赤との協議について

本件については、契約書第12条の「この契約に定めのない事項」として、日赤と協議を行った上で撤去工事の実施を決定した。

日赤から、平成21年8月12日付けと同年8月24日付けの二つの協議依頼文書を受けた。

まず、8月17日に県、日赤、さいたま市で今後の対応を協議し、原因は特定されていないが、県が土地を日赤に売却する前の解体工事の際に敷き均した再生砕石の中に入っていた可能性が高いとの判断から、県が主体となって敷地全体の点検・除去作業を行うこととした。

その結果を踏まえ、8月25日に県、日赤、さいたま市で再度協議を行い、点検により確認ができた量が全体の敷地の約半分程度であり、手作業による点検回収では十分に除去できないと判断したこと、大気中の石綿飛散濃度は一般地と変わらないものの、地域住民の方々の健康被害についての不安が非常に大きかったこと、また、再生砕石の点検後に指導監督権限のあるさいたま市から、建物の解体に係る指針に準じた形で石綿含有建材を含む再生砕石の全量撤去について指導を受けたことなどを総合的に判断して、石綿含有建材が混入した原因は特定できないが、県の責任で再生砕石の全量撤去工事に踏み切った。

(3) 再生砕石への石綿含有建材の混入防止に関する現行制度について

ア 解体工事を行う際

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則により、事前に石綿の使用の有無を調査することが義務づけられている。

調査を実施しなかった場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せ

られる。

建設リサイクル法では、解体工事において事前に石綿の有無の調査を行い、分別解体を行うことが義務づけられている。分別解体の実施が不相当であった場合に、分別解体方法等の変更を命令し、同命令に違反した場合には、50万円以下の罰金となる。

廃棄物処理法では、排出事業者が再生砕石製造事業者に石綿含有産業廃棄物の破砕処理を委託した場合、委託基準に違反し、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられる。

イ 中間処理を行う際

再生砕石製造事業者が石綿含有産業廃棄物の破砕処理を故意に受託した場合は、廃棄物処理法の無許可変更等に該当し、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられる。

また、再生砕石製造事業者は石綿含有産業廃棄物を破砕処理することができないことから廃棄物処理法施行令の処理基準違反となり、改善命令に違反した場合には、許可を取り消されることがある。

ウ 敷設現場において

県が発注者の場合は、財務規則等に基づく検査や確認を行うこととなっている。

また、第三者が再生砕石中に石綿含有産業廃棄物を投棄し混入させた場合、廃棄物処理法の不法投棄に当たり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられる。

エ 廃棄物処理法に基づく立入検査について

家屋解体時の立入検査については、石綿含有建材が使用されている家屋である場合は、解体工事業者に処理方法を聞き取りし、マニフェストの提示を求めるなど、石綿含有産業廃棄物の適正処理について指導を行っている。

平成22年度に届出のあった石綿含有建材の解体現場については、可能な限り立入検査を行った。

中間処理業者への立入検査については、施設の処理状況や保管状況を確認するほか、契約書やマニフェストを確認し、適正処理を行うよう指導している。

(4) 本件の立入検査・原因調査について

旧浦和青年の家跡地の再生砕石についての立入検査等は、次表のとおりである。

調査先	再生砕石を敷設した業者
内容	平成21年9月2日 (県管財課、さいたま市環境対策課・産業廃棄物指導課) 旧浦和青年の家跡地の現場確認 聞き取り調査 ・石綿含有建材の混入は想定外であり、混入検査等はしていない。
結果	混入原因は不明

調査・検査先	再生砕石製造事業者
内 容	<p>平成21年9月1日 立入検査 (県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所、さいたま市産業廃棄物指導課)</p> <p>聞き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートガラ以外は一切受け入れていない。 ・受入れ時点の目視により木くず、金属くずなど異物を発見した場合、搬入を拒否している。 ・物理的な品質管理(粒度・比重等)は年1回実施している。化学的な分析は行っていない。 <p>事業所内の状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートガラに混入した金属くず、廃プラ、紙くず、木くずなどは選別され、場内のコンテナ等に適正に保管。 ・製品としてストックヤードに積まれていたものは丸い形状の砕石であった。(角が尖ったスレート板等ではない) ・石綿を含む建材を受け入れるなど不適正な処理は認められなかった。 <p>平成21年9月2日 (県管財課、さいたま市環境対策課・産業廃棄物指導課)</p> <p>旧浦和青年の家跡地の現場確認</p> <p>聞き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入車は1台ずつ目視でチェックし、スレートなど異物があれば搬入させない。 <p>平成21年11月30日、12月4日 (県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所、11月30日のみ さいたま市産業廃棄物指導課)</p> <p>聞き取り調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生砕石について当時(旧浦和青年の家跡地に敷設した時期)の他の出荷先の調査等を実施 <p>平成21年12月7日 立入検査(県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所)</p> <p>事業所内の書類検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時(平成19年2月1~28日)のマニフェスト(1,918枚)を確認したところ、アスベスト含有物の取扱い(受入、処分、出荷)はなかった。
結 果	混入原因は不明

調 査 先	再生砕石を運搬した事業者
-------	--------------

内 容	平成21年12月4日（県産業廃棄物指導課） 聞き取り調査 ・本件の再生砕石製造業者との取引は、コンクリートガラの搬入と製品の運搬である。 ・他は、生コン事業者や砂利業者との取引である。 ・当時、当社のダンプにアスベスト等が残存し、当該再生砕石業者の製品を運搬した際に混入したとは考えにくい。
結 果	混入原因は不明

調 査 先	再生砕石の他の使用箇所 旧浦和青年の家と同時期に出荷
内 容	平成21年12月4～7日（県内13か所、東京都北区1か所） （県産業廃棄物指導課・中央環境管理事務所、さいたま市産業廃棄物指導課と分担） 現場状況確認 ・敷設されて2年半経過した中では、すべて舗装等されていて砕石を確認できず。（現況：道路又は建物の敷地等）

以上のとおり、再生砕石を敷いてから2年半経過しており、元々の再生砕石に入っていたのか、運搬しているときに入ったのか、敷いた後に何らかの要因で入ったのか確定できないため、混入の責任を業者に負わせることはできないと判断した。

（5）再生砕石撤去工事費の増額の経緯について

石綿含有建材が混入した再生砕石の撤去工事については、全国的に他に例がなく、また、法的な規定やマニュアル等がないため、本件において管財課は、指導監督権限のあるさいたま市等の指導を仰ぎながら工法を検討した。

市からは、建物の解体工事に適用される「吹付け石綿等の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針」の趣旨を踏まえて、撤去工事の施工に先立ち地域住民の理解を十分に得るようにとの指導がなされ、住民説明会を行った。（さいたま市は2回目の住民説明会に立ち会った。）

説明会で住民からは、飛散性が最も高い石綿吹付け材と同等の飛散防止対策を講じるべき等の強い要請があり、県では住民の不安に配慮し、さいたま市と協議し、県で必要と判断した部分の工事を変更（増額）することとした。

こうした経緯の中で、撤去費用は当初契約額の約3,800万円から、最終的に約1億3,800万円まで増額となった。

（6）石綿含有建材の混入が確認された他の県管理地について

混入を確認した以下の県管理地はいずれの場所でも、大気中の石綿濃度測定を行い、一般の大気環境と同等であることを確認している。

ア さいたま新都心第8-1A街区について

環境科学国際センターの専門職員の指導のもと職員が目視で確認された石綿含有建材を手作業で撤去した。現在は一般の方が入らないように柵等をし、残りの再生砕石はそのまま敷設してある。

イ 危機管理防災センター建設前の工事中の時点での土地について

同様の方法で石綿含有建材を撤去し、現況は舗装され飛散はない。

ウ 県民健康センター東側駐車場について

同様の方法で石綿含有建材を撤去し、現況は再生砕石を敷設した状態である。

エ 鴻沼川の管理用通路について

長いエリアで一般の方が使っている。再生砕石が敷設されたのは、石綿含有産業廃棄物が法規制される平成18年10月以前であるため、砕石中に石綿含有建材が入っていた。同様に可能な限り石綿含有建材を撤去し、今後も定期的に飛散がないか管理していく。

オ 蕨市内の県道建設現場について

工事段階で指摘を受けたものが2か所あり、1か所は工事中であったので石綿含有建材を可能な限り取り除き、舗装して飛散のないようにしてある。もう1か所は、平成22年の時点で石綿含有建材を取り除いて柵等をし、一般の方が入らないようにしている。

上記のとおり、大気中の石綿濃度測定を行い、飛散をしていない状況であればその状況を見守ることとしている。今後その土地を改変するときにはどのように対応するかは、状況に応じて判断していく。

(7) 再生砕石製造事業所の状況について

平成22年6月から9月に県内の全80事業所に立入検査を実施し、13事業所で石綿含有建材の混入を確認した。その場で改善を指示し事後に環境管理事務所が改善を確認している。中間処理施設へは年1回、必ず立入検査を行っている。

(8) 石綿混入防止策の強化について

再生砕石への石綿含有建材の混入を防止するため、県としては、排出事業者及び中間処理業者に対して指導を強化することとした。

石綿対策推進本部環境対策部会において、石綿混入防止策の検討を行い、解体現場への立入検査の強化や石綿含有建材の適正処理についての講習会の開催など、関係事業者への指導強化を図った。

今後も、これまで実施してきた対策の一層の徹底を図るとともに、国に対して石綿に係る環境基準の設定を要望していく。

混入防止策の実施状況は次のとおりである。

平成22年2月 解体現場立入検査マニュアルの見直し

平成22年6月～9月 再生砕石製造事業者への立入検査

平成22年12月～1月 基礎データを収集するため、県内4箇所の再生砕石製造事業者の敷地境界における石綿濃度を測定

平成23年3月 (社)埼玉県産業廃棄物協会が「再生砕石のための安全管理マニュアル」を策定

平成23年5月 解体工事業者のための適正処理講習会開催

平成23年6月 再生砕石等製造施設における石綿含有産業廃棄物混入防止対策指導指針策定

5 事実関係

監査対象事項について、総務部管財課及び環境部産業廃棄物指導課に対する監査及び関係書類の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件に係る主な経緯

浦和青年の家及び岸町庁舎の廃止から再生砕石撤去工事完了までの主な経緯は、次表のとおりである。

年月日	内 容
H16.3.31	浦和青年の家及び岸町庁舎を廃止
H18.12.27	知事あてに、跡地売却の凍結と公園としての整備等を求める「旧浦和青年の家跡地利用に関する陳情書」が提出された。 提出者：旧浦和青年の家跡地利用を考える会
H19.2.7	知事あてに、調公園と一体の公園としての活用等を求める「青年の家・青館跡地の有効利用について（お願い）」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会
2.28	同施設を解体、敷地に再生砕石を敷く。
7.17	知事あてに、全面公園化と住民説明会の開催等を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
8.2	知事あてに、住民説明会の開催とさいたま市買受け部分の位置変更等を求める「旧浦和青年の家・旧岸町庁舎跡地についてお願い」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会
8.4	知事あてに、調自治協力会とは別に住民説明会の開催を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
9.1	調自治協力会主催の住民説明会が開催され、管財課・さいたま市・日赤が出席した。
9.17	浦和青年の家跡地利用を考える会主催の住民説明会が開催され、管財課・日赤が出席した。 全面公園化や日赤の当該跡地への移転の再考、住民との話し合いの継続等を求める意見が出された。
12.13	知事あてに、土地利用の協議に係る県からさいたま市への回答内容に反対し再検討を求める「抗議文」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
H20.1.24	知事あてに、「緑地・防災公園」とするために日赤への売却計画を白紙に戻し、さいたま市への働きかけ等を求める「請願書」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
2.29	「跡地全面は緑の防災公園に！ 日赤事務所の移転に反対します」との意見広告が埼玉新聞に掲載された。 掲載者：浦和青年の家跡地利用を考える会
3.21	跡地を日赤に売却
3.28	知事・日赤・さいたま市長あてに、跡地売買契約の解約を求める「抗議文」が提出された。知事あての全面公園化の陳情署名数：17,849人 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会 浦和区仲町三丁目住民有志
H21.2.17	県監査委員に、跡地売買契約の無効等を主張する住民監査請求が提出。
4.24	上記監査請求の棄却を受け、知事を被告とする住民訴訟が提起された。

6.23	日赤が新社屋建設工事を着工
7.31	近隣住民と石綿含有建材等の分析調査会社の職員が、敷地内で日赤職員立会いの下、石綿含有の疑いのある建材を3個採取した。それぞれを2分割し、その一方を日赤職員が持ち帰った。
8.11	上記近隣住民から、採取建材から石綿検出の旨、日赤に連絡があった。
8.13	近隣住民が採取した建材の片割れ(3個)を日赤から県が譲り受け、石綿含有量を調査した。その結果、3個とも基準値を超える量の石綿の含有を確認した。
8.17	県、さいたま市、日赤が対応を協議した。 県から、大気中の石綿濃度の測定、石綿含有の疑いのある建材の分布状況等を把握するための目視による点検及び当該建材の手作業による除去・回収を行うことを市に報告し、市の了解を得た。
8.20 -22	石綿含有の疑いのある建材の分布状況等の点検・除去作業を実施した。 (建材約16.6kgを回収)
8.24	知事・日赤支部長あてに「アスベスト含有建材破砕石(礫)の件で抗議と要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会、浦和第一女子高校関係者有志 浦和青年の家跡地利用を考える会
8.25	点検・除去作業の結果を踏まえ、県、さいたま市、日赤が今後の対応を協議した。県はさいたま市から再生砕石の全量撤去を指導された。
8.26	8月20日～8月22日に回収した石綿含有の疑いのある建材の石綿含有量を調査し、含有を確認した。
9.7	知事及び総務部長あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10.9	再生砕石の全量撤去工事を契約
10.15	知事あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る請願」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10.27	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会(第1回)
12.2	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会(第2回)
12.24	再生砕石の全量撤去工事(追加工事)を契約
H22.1.18	再生砕石の全量撤去工事着工
1.21	一部住民から全量撤去工事の差止仮処分申請がなされた。
3.12	3回の審尋を経た後、全量撤去工事の差止仮処分申請が却下された。
4.30	再生砕石の全量撤去工事完了

(2) 日赤との土地売買契約について

平成20年3月21日付けで締結した日赤との土地売買契約の主な内容は、次表

のとおりである。

売買価格	5億8,454万円	
売買物件	所在 (地積)	さいたま市浦和区岸町三丁目76番1 (1,976.47m ²) さいたま市浦和区岸町三丁目79番5 (598.56m ²) (地積合計 2,575.03m ²)
指定用途	日赤埼玉県支部の新庁舎建設用地	
契約者	甲 埼玉県 埼玉県知事 上田 清司 乙 日本赤十字社 日本赤十字社社長 近衛 忠輝	
条項	第6条	甲(県)は、この土地に隠れたかきがあっても、その責めを負わないものとする。
	第12条	この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(3) 解体及び付随する再生砕石敷設工事の内容

平成19年2月28日で終了した解体及び付随する再生砕石敷設工事の主な内容は、次表のとおりである。

工事場所	さいたま市浦和区岸町3-79-5他
敷地面積	2,993.29m ²
工期	平成18年11月1日～平成19年2月28日
請負代金	59,309,250円
解体建物	2,402.53m ²
	旧岸町庁舎 669.73m ² (事務所[RC造4階建]、車庫、物置)
	旧浦和青年の家 1,732.80m ² (事務所[RC造2階建]、体育館[鉄骨造]等)
解体後の整地資材	再生砕石(RC40-0)228m ³ 材料検査 平成19年2月10日「合格」(監督員:管財課職員) (アスベストについての検査は行っていない。)
工事検査	平成19年3月9日「合格」(検査員:管財課副課長) (アスベストについての検査は行っていない。)
工事請負契約上の「瑕疵担保」の条項	第44条第2項 (略)瑕疵の補修又は損害賠償の請求は(略)引渡しを受けた日から1年(略)以内に行わなければならない。

(4) 再生砕石撤去工事の概要

平成22年1月18日から同年4月30日まで実施された再生砕石撤去工事の概要は次のとおりである。

< 工事契約の変更の状況 >

原工事				
No	契約額(円)	契約日	工期	工事・変更内容
1	38,566,500	21.10.9	21.10.9 -11.10	(原設計) 飛散防止剤を散布後、重機による集積・積み込みを行い、最終処分場へ運搬し処分
2	-	21.11.6	21.10.9 -22.3.15	住民説明会を受けて工期を変更
3	17,356,500 増額	22. 2.12	-	飛散防止剤の散布をやめ、仮設テントを設置(別工事)し、除去作業を行う ・集積・積込の機械(2台) 油圧式 電気式 ・ブルーシート敷き なし 3,124㎡ ・アスベスト濃度測定 敷地4回、周辺1回 敷地11回、周辺3回、テント内外164回 ・交通誘導員20人 交通誘導員49人 警備員120人
4	15,319,500 増額	22. 3. 5	21.10.9 -22.3.31	撤去機械の追加、工期延長(15日)に伴う機械の賃料や測定回数の増加 ・小型電動式バックホウ、発電機等賃料4台60日 5台75日 ・アスベスト濃度測定 敷地11回、テント内外164回 敷地14回、テント内外166回 ・交通誘導員 49人 101人 警備員 120人 155人
5	27,205,500 増額	22. 3.29	-	掘削深さ、掘削手間費、土の搬出量の変更 ・再生砕石・土等の集積・積込 419㎥ 575㎥ ・土の運搬・処分 156㎥ 312㎥ ・交通誘導員、警備員計 256人 384人
6		22. 3.29	21.10.9 -22.4.30	工期延長
7	-	22. 4.28	-	出来高による変更(総額不変)
計	98,448,000円			

追加工事				
No	契約額(円)	契約日	工期	工事・変更内容
1	20,926,500	21.12.24	21.12.24 -22.3.15	仮設テント、負圧集じん機の設置等を行う
2	10,468,500 増額	22. 2.12	-	仮設テントの追加、仕様等の変更 ・仮設テント2つ追加、30日レンタル ・油圧式トラッククレーン1台追加 30日レンタル
3	9,072,000 増額	22. 3. 5	21.12.24 -22.3.31	仮設テントの追加、工期延長に伴う仮設テント賃料等の変更 ・仮設テント1つ追加、30日レンタル ・仮設テント、クレーンのレンタル 60日 75日
4	-	22. 3.29	21.12.24 -22.4.30	工期延長
5	178,500	22. 4.28	-	出来高による変更
計	40,288,500円			
合計	138,736,500円			

< 住民説明会における主な説明内容、住民からの意見等 >
 (第1回 平成21年10月27日)

項目	内容
主な説明内容	1 再生砕石の撤去処分 ・飛散防止剤の散布後、油圧式重機にて集積する。 ・集積したものを袋に詰める。 ・袋を最終処分場へ運び処分する。 2 石綿濃度環境測定 ・作業前、作業中、作業後に測定する。 3 土壌環境測定 ・搬出前に土壌環境測定を行う。 4 仮囲い組立、解体作業 ・作業前に仮囲いを高くして、作業後に解体する。
住民等からの主な意見等	・飛散防止対策を石綿吹付け材と同等にすること。 (仮囲いは屋根付き、負圧とすること等) ・強アルカリの飛散防止剤による土壌汚染が不安である。 ・砕石を製造した業者の責任は問わないのか。 ・再生砕石の製造工場について、国レベルでの議論が必要である。

(第2回 平成21年12月2日)

項目	内容
主な説明内容	再生砕石撤去工事の変更内容 (変更内容) ・飛散防止剤は使用しない。 ・飛散防止対策として仮設テントを設置する。 ・仮設テント内に前室を設置する。 ・仮設テント内を負圧にする。 ・仮設テント内で手作業及び電気式重機にて集積する。 ・作業終了後、テント内の石綿濃度を測定する。 ・石綿濃度測定結果を確認後、次の撤去作業場所へ仮設テントを移動する。
住民等からの主な意見等	・土壌中の石綿の検査箇所を増やすこと。 ・大気中石綿濃度の測定位置を再度検討すること。 ・集じん機の24時間運転を行うこと。 ・完全に飛散させないため、重機は使用せず手作業によること。

< 本件撤去工事の具体的な施工方法(施工計画書から) >

ア	作業前に敷地境界、周辺部の石綿濃度測定を行う。
イ	作業前に土壌環境測定を行う。
ウ	作業前に再生砕石を(表層、中層、土に接する面の3か所)採取し分析を行う。
エ	再生砕石を撤去する場所に石綿飛散防止養生シートの上から仮設テントの組立てを行う。

- オ 仮設テント内の天井、壁部分に単管下地組を行いプラスチックシートで室内養生を行う。
- カ 負圧除じん装置を設置する。
- キ 小型の電動式ミニバックホウを仮設テント内に搬入する。
- ク 前室を設置する。
- ケ 仮設テント及び前室において気密性を取るためプラスチックシート、ガムテープ等を用いて気密性にする。
- コ テントの裾にシートを貼り付け、土と接する部分を土のう等で押さえて敷地にすでに敷き詰めてあるシートに接着テープで固定し気密性を確保する。
- サ 仮設テント内の負圧をかけ作業を行う。(記録式マイクロマノメーターで負圧状態を確認する。)
- シ 仮設テント内を水で噴霧しながら、既存石綿飛散養生シートを撤去する。
- ス 作業は手作業を中心とするが、再生砕石が固く締まった部分等は小型の重機による作業を行う。なお、その際は水の噴霧や負圧集じん機による飛散防止装置を合わせて行う。
- セ 負圧除じん装置を動かしながら再生砕石、土を集積する(仮設テント内作業中は、常に水を噴霧しながら作業を行う。)
- ソ 小型電動式ミニバックホウのキャタピラーが再生砕石面に接しないようにコンパネ、ゴムマット等で養生を行う。
- タ 再生砕石を取り除いた後、土(厚さ50ミリ程度まで)は作業員の手作業で所定の深さまで床付けを行う。
- チ 仮設テント内で作業中、負圧除じん装置排気出口付近で石綿濃度測定を行い、石綿濃度測定値が法定の基準値以下であることを確認する。
- ツ 再生砕石・土が適宜な量が集積した後、ミニバックホウ・手作業でフレコンに詰め込む。
- テ 再生砕石撤去完了後仮設テント内の清掃を行う。天井、壁部分は、エアレス(空気圧縮機)でプラスチックシート面を吹き清掃を行う。小型電動式ミニバックホウ搬出の際は、エアレス(空気圧縮機)、真空掃除機、濡れウエス等で掃除を行いながら搬出する。
- ト 仮設テントの移動は、ちり、ほこりが飛散ないように水を噴霧しながら移動式クレーンを使用して作業を行う。
- ナ 再生砕石撤去作業中の石綿濃度測定は敷地境界4方向と負圧除じん装置の排気出口付近及び周辺部について3回行う。敷地から約200m程度の道路上で行う。
また、環境用仮設テント内においても、適宜石綿濃度測定を行う。
- ニ 敷地内に再生砕石、土を詰めたフレコンを集積し一時保管する場合は、養生シートで安全に保管する。フレコンがある程度たまり次第、産業廃棄物運搬車に積み込んで管理型の最終処分場に搬入を行い埋め立て処分とする。フレコンを産業廃棄物運搬車に積み込む作業中は移動式クレーンを用いて行き、ちり、ほこりが飛び散らないように適宜水で噴霧作業を行う。
- ヌ 再生砕石に影響しないよう、敷地内の仮囲いは、作業中適宜に撤去復旧の繰り返し作業を行う。
- ネ 敷地内の既存の敷き鉄板移動作業は、水を噴霧しながら移動式クレーンを用いて行う。敷き鉄板移動作業後、水を噴霧を十分行った後、石綿粉じんが飛散ないように

養生シートを敷き込む。(既存の現場事務所撤去作業時も同じ作業とする。)
ノ 敷地内の再生砕石撤去完了後、土壌環境分析6検体を採取し分析を行う。

第4 監査の結果

監査対象事項に対する判断

請求書、陳述、実施した監査の内容を踏まえ、請求人が不当性を主張する2点について、以下のとおり判断する。

1 土地売買契約書の瑕疵担保責任免責条項(第6条)について

請求人は、「甲(県)は、この土地に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。」との当該条項により、買主である日赤が責任を負うべきで、再生砕石の撤去費用を県が支出するのは不適切であると主張する。

石綿含有建材が土地に内在していたものではなく、県が既存建物の解体に際して再生砕石を敷く工事を行い、その再生砕石の中に混入が確認されたという事実を踏まえると、管財課が、本件は県が実施した工事に起因したものであり、当該「土地に隠れた瑕疵」には該当しないものとして、県が経費を負担して撤去すべきであると判断したことは是認できる。

2 原因不明を理由とした県による撤去費用支出について

請求人は、ずさんな調査により原因を不明とし、県が撤去費用を支出したのは不適切であると主張する。

原因調査については、平成21年9月1日の再生砕石製造事業所への立入検査を始め、管財課、産業廃棄物指導課、環境管理事務所及びさいたま市が連携して調査等を行ったことを確認した。再生砕石の敷設から2年以上が経過している中で原因の特定には至らなかったが、ずさんとされる具体的な状況は認められなかった。

そして原因が特定できない中で、地域住民の健康被害についての不安が非常に大きかったこと、大気汚染防止法等に基づく指導監督権限を有するさいたま市から再生砕石の全量撤去について指導を受けたこと、日赤から円滑な社屋建設についての要請があったこと等、当時の状況を総合的に判断して経費面も含めて県の責任で撤去工事を行うこととした管財課の判断は、再生砕石を敷設した業者の請負契約上の瑕疵担保責任の存続期間が既に経過していたことも考え合わせ、妥当性を欠くものとは言えない。

以上により、本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

資料

職員措置請求書

埼玉県監査委員 殿

平成23年5月19日

旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事に関して

請求の要旨

埼玉県総務部管財課の発注により、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地に於いて、平成21年8月20日より同月22日まで、破碎されたアスベスト含有建材を、再生砕石より目視により選別し改修する工事「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」が実施された。

同地に於いて「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」が、平成22年1月18日より同年4月30日まで実施された。工事費用は斉藤工業(株)に対し金138,736,500が埼玉県より支出された。工事費用金138,736,500円は不適切な支出である。

埼玉県知事以下総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に対し、工事支払金138,736,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

請求の理由

「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地」の大部分(さいたま市浦和区岸町三丁目7番1及び同79番5)は平成20年3月21日に埼玉県から日本赤十字社へ売却された。

平成21年8月「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地」に撒かれた再生砕石に混入した建材(スレート片等)から石綿が市民団体の調査により確認され、その後埼玉県の調査でも建材(スレート片等)から石綿が検出し、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地に於いて、平成21年8月20日より同月22日まで、破碎されたアスベスト含有建材を、再生砕石より目視により選別し回収する工事「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」が実施された。その後「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」が、平成22年1月18日より同年4月30日まで実施され、埼玉県より

工事費用金138,736,500円が支出された。(別紙3~19)

1.しかしながら、同土地売買契約書では、「(かし担保責任)第6条 甲は、この土地に隠れたかしがあっても、その責任を負わないものとする。」(甲は埼玉県)とある。よって本件の責任を売主である埼玉県(甲)が負うべきでなく、買主である日本赤十字社(乙)が責任を負うべきである。石綿含有再生砕石の撤去費用を埼玉県が支出するのは適切である。

2.また原因調査が杜撰である。埼玉県は同地に撒かれた再生砕石に石綿含有建材が混入した原因を不明としている。同地の再生砕石と同時期に出荷された工事現場14ヶ所に撒かれた再生砕石の埼玉県職員による現場調査でも石綿含有建材を発見に至らず原因を不

明としている。さらに再生砕石工場（蕨市）に於ける埼玉県職員による立入検査でも石綿含有建材を発見に至らず原因を不明としている。しかし当時の埼玉県職員の目視調査能力は非常に疑わしい。何故なら平成22年8月にさいたま新都心で埼玉県職員が再生砕石の石綿含有建材の目視調査を実施したが発見に至らず、再度専門家を交えた目視調査を実施し石綿含有建材が確認された。

原因を不明とし石綿含有再生砕石の撤去費用を埼玉県が支出するのは不適切である。

ちなみに本事案は「知事等への説明資料 旧浦和青年の家（日赤新社屋建設予定地）におけるアスベスト含有建材廃材について（平成21年9月3日管財課）」別紙20, 21により知事に説明され承認されたと類推される。

埼玉県知事以下総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に対し、工事支払金138,736,500円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

「本件に関連連座する全職員」に関して

再生砕石から石綿含有建材が発見された事例としては、和歌山県にて解体工事現場から石綿含有建材がリサイクル施設に搬入され再生砕石として出荷された事例があり、本件が2例目となる。

建設リサイクル法等により、石綿含有建材は分別解体されて、再生砕石に混入しないとされていたが、混入が確認された稀有な案件である。

埼玉県本庁事務の委任及び決済に関する規則

（委任事務の処理）

第四条 1 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。に該当すると思料され、当該事案について速やかに上司に報告し、及びその処理方針について上司の指示を受けなければならない。

上記規則により、管財課長から総務部長、副知事。知事への報告が為され、知事からの指示が窺われる。

次の文書により、知事等へ説明されたことは明らかである。

別紙20 公文書不開示決定の変更決定について（通知）

管財第1447-2号 平成23年2月25日

別紙21 知事等への説明資料 旧浦和青年の家（日赤新社屋建設予定地）におけるアスベスト含有建材廃材について（平成21年9月3日 管財課）」

また管財課職員として

平成 21 年度 石橋管財課長以下、児矢野副課長、横尾主幹、矢部主査、山田主査、澤間技師（別紙 2 2）
 平成 22 年度 高柳管財課長以下、児矢野副課長、佐藤副課長、矢部主幹、折原主査、成田主査、澤間技師（別紙 4）
 以上が関与している。

別紙事実証明書（資料名を記載、内容は略）

別紙 1 毎日新聞 平成 22 年 8 月 22 日 埼玉版
 別紙 2 土地売買契約書 平成 20 年 3 月 21 日 甲 埼玉県 乙 日本赤十字社
 別紙 3 旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎における石綿含有建材を含む再生砕石撤去工事（契約一覧表）

以下工事名 40 旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎における再生砕石撤去工事
 別紙 4 支出命令 文書番号 09400019322010000 起案日 平成 22 年 5 月 20 日
 別紙 5 同上
 別紙 6 埼玉県建設工事請負契約書 平成 21 年 10 月 9 日 金 38,566,500 円
 別紙 7 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 21 年 11 月 6 日 工期延長 H22.3.15
 別紙 8 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 2 月 12 日 増金 17,356,500 円
 別紙 9 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 3 月 5 日 増金 15,319,500 円
 別紙 10 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 3 月 29 日 増金 27,205,500 円
 別紙 11 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 3 月 29 日 工期延長 H22.4.30
 別紙 12 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 4 月 28 日 精算

以下工事名 57 40 旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎における再生砕石撤去工事（追加工事）
 別紙 13 支出命令 文書番号 094000293140010000 起案日 平成 22 年 5 月 20 日
 別紙 14 同上
 別紙 15 埼玉県建設工事請負契約書 平成 21 年 12 月 24 日 金 20,926,500 円
 別紙 16 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 2 月 12 日 増金 10,468,500 円
 別紙 17 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 3 月 5 日 増金 9,075,000 円
 別紙 18 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 3 月 29 日 工期延長 H22.4.30
 別紙 19 埼玉県建設工事請負契約変更契約書 平成 22 年 4 月 28 日 減 金 178,500 円
 別紙 20 公文書不開示決定の変更決定について（通知）
 管財第 1447-2 号 平成 23 年 2 月 25 日
 別紙 21 知事等への説明資料 旧浦和青年の家（日赤新社屋建設予定地）におけるアスベスト含有建材廃材について（平成 21 年 9 月 3 日 管財課）」
 別紙 22 支出負担行為 文書番号 0937001932920300 起案日 平成 22 年 2 月 12 日

以上

陳述時に提出のあった資料

別紙 2 3 庁内法務相談依頼票（検討段階の相談依頼票を含む）

別紙 2 4 庁内法務相談結果報告（修正前を含む）

以上

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十三年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
馬橋 隆紀	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会会長	平成23年 4月1日
満木 祐子	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県男女共同参画苦情処理委員 (現職)	"
大原 薫	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県国体・国際スポーツ大会局長	"
石田 眞	早稲田大学大学院法務研究科長、 埼玉県労働委員会公益委員	早稲田大学大学院法務研究科教授 (現職)	平成23年 4月20日
飯塚 肇	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長	"
中澤 範夫	情報産業労働組合連合会埼玉県協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	N T T労働組合北関東総支部執行委員 長(現職)	平成23年 4月1日
柴田 泰彦	埼玉県労働組合連合会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	新座市教職員組合副委員長	"
小林 直哉	J A M北関東埼玉県連絡会会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	ボッシュ労働組合連合会会長(現職)	"
金井 浩	電機連合埼玉地方協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉日本電気労働組合執行委員長 (現職)	平成23年 4月20日
関口信之輔	自動車総連埼玉地方協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	全国本田労働組合連合会副会長 (現職)	"
鹿島 利友	株式会社鹿島技研代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合理事	平成23年 4月1日
坂田 秋雄	坂田自動車工業株式会社代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	岡部商工会会長(現職)	"
北風 良雄	埼玉県労働委員会使用者委員	ボッシュ株式会社執行役員人事部門 長	"
安藤 嘉明	株式会社佐伯工務店代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	さいたま商工会議所副会頭(現職)	平成23年 4月20日
根岸 茂文	社団法人埼玉県経営者協会専務理事兼事務局長、 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉地方最低賃金審議会委員(現職)	平成23年 7月7日
田中 寿	埼玉県労働委員会事務局長		平成23年 4月1日
佐藤ひさ子	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整課長		"
畠中 章紀	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹		"
赤松 隆裕	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹		"
菊池 まり	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査		"
内田 雅彦	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査		"
新船 洋一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査		"
弥勒寺 学	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査		"

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年 5月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	株式会社コバヤシユニオン	グリーンKB-S	主成分 - TN、TP 有害成分 - ひ素、カドミウム				
		グリーンKB-M	主成分 - TN、TP 有害成分 - ひ素、カドミウム		肥料に付された保証票の様式誤り		

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	つちだね(土種)	オベリスク株式会社	2.16	3.95	2.92	26	173	2.61	8.4	42.45		
	醗酵鶏糞	有限会社九頭龍	4.42	4.05	2.81	50	330	6.86	5.3	12.91		
	トーマスクん	有限会社E T S研究所	0.5未満	0.5未満	0.5未満	不検出	3	0.01	17.2	99.39		
	だいち	江田達也	1.89	2.96	1.09	76	256	2.11	12.1	37.48		
	土のエース	高田茂	1.27	0.94	1.81	26	109	2.75	17.4	32.41		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十三年五月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年七月十二日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡

同上	同上	カナダチモシー	23.5	7.1	1.6	0.21	0.20	29.9	4.3							-	
森永酪農販売株式会社 埼玉営業所 埼玉県深谷市荒川 2172	同上	森永デーリィバル キー73CK	23.5	17.0 以上	2.0 以上	0.60 以上	0.40 以上	13.0 以下	10.0 以下							-	
				17.2	4.0	0.81	0.51	6.0	6.1								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。